

項目	その後の状況
<ul style="list-style-type: none"> 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備 	<p>防風ネット等の防風施設の整備は、強い農業づくり交付金（補助率：2分の1）により、全国的に支援しているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置の推進 	<p>低コスト耐候性ハウスの設置については、強い農業づくり交付金（補助率：2分の1）により、全国的に支援しているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備 	<p>地域自主戦略交付金のメニューの中の農地保全整備事業で、防風施設等の整備が可能となっており、平成23年度現在、沖縄県において実施している。 <small>（ただし、台風対策として実施）</small> <small>（参考）</small> 防風施設等・・・防風林、防風垣、防風ネット及びこの管理に必要な管理用道路</p>
<ul style="list-style-type: none"> 内陸部における強風の被害を防ぐため防風林帯を造成 	<p>強風による被害を防ぐため、防風林造成事業を推進しているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 海岸における強風等の被害を防止するための森林を造成 	<p>海岸における強風等の被害を防止するため、海岸防災林造成事業を推進しているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 暴風等により破壊された保安林の機能回復 	<p>保安林の機能回復を図るため、保安林改良事業を推進しているところ。</p>

平成 2 4 年 5 月 1 7 日
農 林 水 産 省

5 月 6 日の突風、降ひょうによる被害状況等について

(※ これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。)

1 農林水産関係被害の概要 (5月11日 12:00現在)

区 分	主 な 被 害	被害数	被害額	被害地域
農作物等	ビニールハウ ス等の損壊	調査中	調査中	秋田県、福島県、茨城県 栃木県、愛知県
	農作物の損傷 等 (野菜、果樹、 葉たばこ等)	調査中	調査中	福島県、茨城県、栃木県、 愛知県
農地・農 業用施設	農地の損壊	調査中	調査中	茨城県
	農業用施設の 損壊	調査中	調査中	茨城県
林野関係	森林被害	調査中	調査中	茨城県、栃木県

注：被害については、現時点で判明しているものを記載しており、引き続き調
査中。

2 農林水産省の対応

- (1) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等
について関係金融機関に依頼通知を発出 (5月8日)
- (2) 農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等
について通知を発出 (5月8日)
- (3) 関東森林管理局が茨城県及び栃木県とともに、山林の被害状況を把握
するためへり調査を実施 (5月8日)
- (4) 被害状況調査のため、本省担当官を茨城県つくば市及び栃木県真岡市
に派遣 (5月9日)
- (5) 中川防災担当大臣の現地視察 (茨城県及び栃木県) に本省担当官を派
遣。(5月12日)
- (6) 衆議院災害対策特別委員会の現地視察 (茨城県及び栃木県) に本省担
当官を派遣 (5月14日)
- (7) 被害状況調査のため、関東農政局査定官を茨城県に派遣 (5月15日)
- (8) 被害状況調査のため、関東農政局査定官を栃木県に派遣 (5月16日)

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な運転資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期運転資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

- ① 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害
- ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ③ 原料・資材供給等の国際環境の変化（原油高騰や家畜飼料等の高騰による一時的な経営の悪化等）
- ④ 食の安全・安心への関心を背景とする風評被害（BSE、鳥インフルエンザ、O-157、ダイオキシン汚染等による価格下落、売上減少等）
- ⑤ 生産物の取引先や金融機関の破綻等（大手取引先の破綻による売掛金の回収不能等）

(2) 借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：借入期間に応じて、0.60～0.85%（平成24年4月18日現在）

(4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取扱融資機関

（※）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- 日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの信用農協連合会 など

農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融通。

1 貸付対象者の要件

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）
果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用
- (2) 個人施設（主務大臣指定施設）
農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用
- (3) 共同利用施設
農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

- (1) 利 率 貸付期間に応じて年0.60%～1.25%
(果樹、共同利用施設は年0.60%～1.40%)
(平成24年4月18日現在)
- (2) 償還期限 15年（うち据置期間3年）以内
(果樹は25年（うち据置期間10年）以内、
共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内)
- (3) 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、
漁船1,000万円）のいずれか低い額
(共同利用施設は負担額の80%)

果樹経営支援対策事業

※ 平成24年度予算額 果樹・茶支援対策事業 6,723百万円の内数

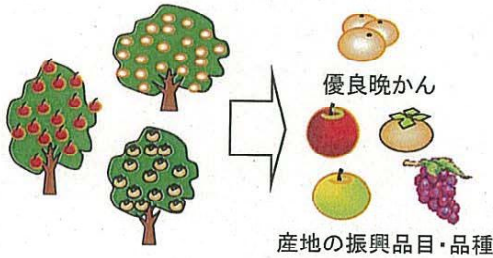
【事業の内容】

- ・事業実施主体は、生産者組織、農業者等
- ・担い手の経営基盤の強化、産地の収益力を高めるため、次の取組を支援

整備事業(生産基盤の改善)

◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆

※実施面積要件: 1カ所当たり地続きおおむね2a以上



改植

- ・みかん、りんご(わい化含む)【補助率: 1/2相当定額】
- 〔みかん: 22万円
りんご: 16万円(普通栽培)、32万円(わい化栽培)〕
- ・その他果樹【補助率: 1/2】

高接

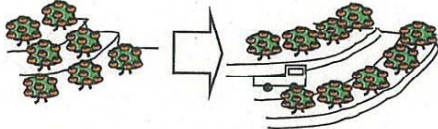
- ・みかん、りんご、その他果樹【補助率: 1/2】

条件不利園地の廃園(植林等)

- ・みかん等【補助率: 定額】

◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良)等◆

※実施面積要件: 1ヶ所当たり地続きおおむね10a以上
(ただし、土層改良はおおむね2a以上)



園内道整備、傾斜の緩和、土層改良等

- ・みかん、りんご、その他果樹【補助率: 1/2】

◆特認事業(モノレール、防霜ファン、防風ネット等)◆

※受益面積要件: おおむね10a以上、原則として1ha未満

特認事業(モノレール、防霜ファン、防風ネット等)

- ・みかん、りんご、その他果樹【補助率: 1/2】

推進事業(生産構造の改革)

【補助率: 1/2】

◆労働力調整システムの構築◆

- ・シルバー人材センター、ハローワークとの連携、無料職業紹介所設置等への支援

◆担い手支援(園地流動化)情報システムの構築◆

- ・品質の向上(ブランド化)、担い手への園地集積のための園地情報システムの構築等への支援

◆輸出用果実の生産・流通体系の実証◆

- ・輸出先国・地域の輸入条件等に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施等への支援

◆大苗育苗ほの設置◆

- ・大苗育苗ほ借上等への支援

◆新技術の導入◆

- ・高品質化新技術の導入、定着のための実証、技術研修会等への支援

◆販路開拓の推進強化◆

- ・新たな販路の開拓への支援

事業実施上の留意点

- 産地で、果樹産地構造改革計画(産地計画)が作成されていること
- 実施を希望する農業者は、産地計画で明確化された担い手であること
- 実施を希望する産地が需給調整に参加していること(うんしゅうみかん、りんごの場合)

果樹・茶の未収益期間(※)に着目した経営緊急対策

【果樹・茶支援対策事業 平成24年度予算額67億円のうち30億円】

(※)定植後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間

○事業概要

永年性作物である果樹及び茶については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっているため、支援対策を緊急的に実施することで改植を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

○ 果樹・茶経営安定緊急対策事業の仕組み

面積単価×支援年数を一括交付

① 果樹 : 5万円/10a×改植の翌年から4年分

② 茶(改植) : 4万円/10a×改植の実施年から3年分

※果樹の改植1年目の諸経費は果樹改植事業で支援

(参考1) 未収益期間

果樹: 5年程度 (早期成園の場合)

茶: 3年程度

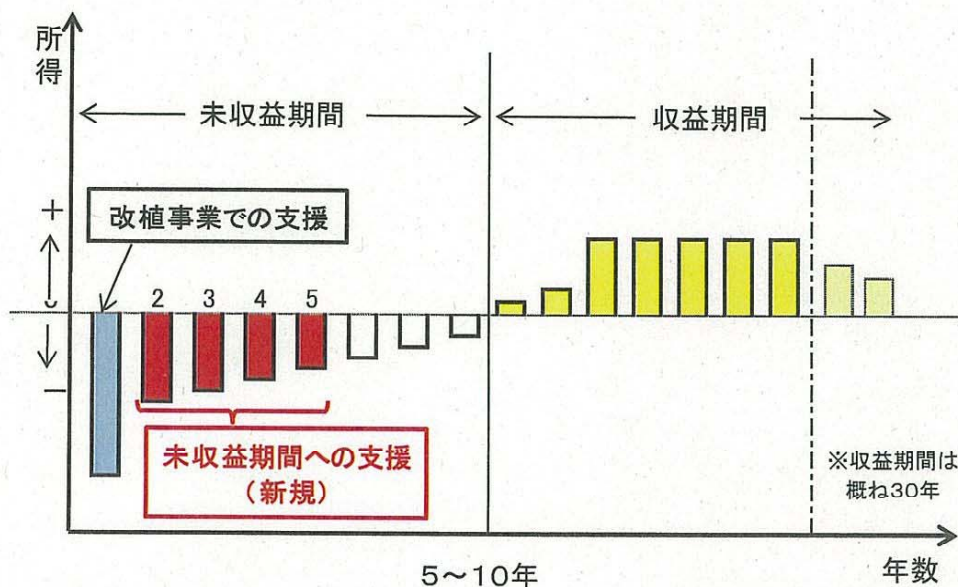
(参考2) 改植後の育成経費(肥料代など)

果樹: 10万円/10a程度

茶: 8万円/10a程度

未収益期間に対する支援を緊急的に実施し、消費者ニーズに適合した供給や産地の体質強化に向けた改植等を促進

○果樹の改植促進対策イメージ



— 園芸施設共済制度の概要 —

共済目的

① 特定園芸施設

施設園芸用施設のうち、温室等農作物を栽培するための施設(ガラス室、プラスチックハウス等)及び雨よけ施設等

② 附帯施設

暖房施設、かん水施設等

③ 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物

共済責任期間

原則として農業共済組合等が、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間

共済金

特定園芸施設1棟ごとに、損害額が3万円又は共済価額(共済責任期間開始時の価額を基礎に設定)の1割のいずれか低い方を超える場合に支払われる。

共済事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

掛金国庫補助

共済掛金の2分の1

－ 果樹共済制度の概要 －

共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

※ 指定かんきつ（はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ）

共済責任期間

（収穫共済）

原則として花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫までであり、おおむね1年半程度

※ 短期（発芽期から収穫までであり、おおむね半年程度）

（樹体共済）

共済組合ごとの規程等で定める日から1年間

共済金額

（収穫共済）

共済目的の種類等ごと及び農家ごとに果実の単位当たり価額に標準収穫量に乗じた額に最低割合（4～6割）を乗じて得た金額から7割（方式によっては8割）を乗じて得た金額までの範囲内で農家が申し出た金額

（樹体共済）

共済目的の種類等ごと及び農家ごとに共済価額に最低割合（4～6割）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で農家が申し出た金額

共済事故

（収穫共済）

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

（樹体共済）

上記の災害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

国庫補助

共済掛金の50%

農山漁村ふるさと応援推進事業

【40(0)百万円】

対策のポイント

都市住民、企業、NPO等国民各層が農林水産業の生産活動や農山漁村集落の共同活動等を支援する取組を促進するための、ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを実施します。

<背景/課題>

- ・ 食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、消費者との絆の強化を図るために、地域の力が総合的に発揮されるよう、企業や消費者が農林漁業を支援する仕組みの導入を推進するとされたところです。
- ・ このため、都市住民、企業、NPO等国民各層が農山漁村において農林水産業の生産活動や農山漁村集落の共同活動等を支援する取組を促進することが重要であり、都市と農山漁村の交流等による農山漁村の活性化を図っていく必要があります。

政策目標

ボランティア活動等による都市農村交流人口の増大

<主な内容>

都市住民、企業、NPO等国民各層が農山漁村を応援する取組を促進するため、農山漁村のボランティアニーズとボランティア参加希望者のニーズのマッチングに係る以下の活動を支援します。

- ① ボランティアニーズの調査及び活動内容等の調整
各地方ブロックごとにボランティアコーディネーターを配置し、農山漁村における多様なボランティアニーズの調査及びボランティア活動内容等の調整を実施。
- ② ポータルサイトの運営
インターネット・ポータルサイトを活用し、農山漁村を応援するボランティア活動に関する普及・啓発及びマッチングを実施。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0030(直))]

農山漁村ふるさと応援推進事業

人口減少等の進行や集落機能の低下が危惧される農山漁村において、都市住民、企業、NPO等国民各層が農林水産業の生産活動や集落の共同活動を支援する取組を促進するため、ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを実施

背景と課題

過疎化 高齢化

集落機能の低下



農山漁村の生産活動が困難

農山漁村の集落共同活動が困難

コミュニティの活力低下



農山漁業に対する国民の関心の高まり

ボランティア活動や企業の社会貢献の重要性の再認識

農山漁村を応援する国民各層によるボランティア活動を促進

ボランティアニーズ

■ 農林水産業の生産活動
・ 野菜の収穫、果樹の摘果
など作業の手伝い

農山漁村集落の共同活動

・ 遊休農地の再生や作付
・ 鳥獣被害防止柵の設置
・ 里山の保全
・ 地域清掃活動

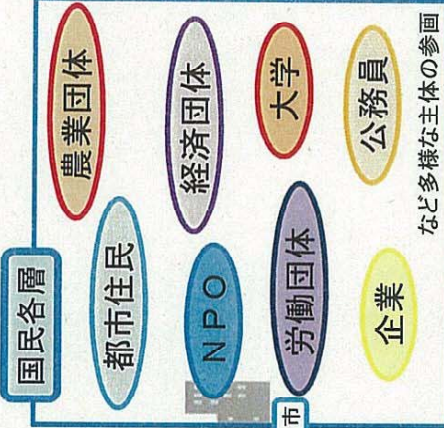
都市と農山漁村の交流活動

ボランティアコーディネーター



農山漁村
市
都

ボランティアニーズの調査・調整



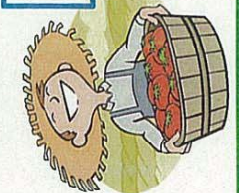
など多様な主体の参画



- ボランティア活動内容の調査・調整
- ボランティア希望者とのマッチング
- ボランティア活動に関する普及・啓発
- ポータルサイトの運営



都市住民・ボランティアの参画



都市と農山漁村の協働・連携

企業等の取組



〇〇商事

〇〇大学

ボランティア活動等による都市農村交流人口の増大

交流の活発化と定住の促進

都市住民やNPOの参画による活性化

生活困難地域における基礎的生活条件の確保

企業の社会貢献活動の増進

高齢者から子どもまでの多様な年齢層が住み続ける活力ある農山漁村づくりと国民各層の理解・参画・支援